

平成27年度第1回千葉市救急業務検討委員会  
「救急業務に携わる職員に対する再教育専門部会」

議 事 録

1 日 時 平成27年7月27日（月） 19時00分から20時00分まで

2 場 所 千葉市中央区長洲1丁目2番1号  
千葉市消防局（セーフティーちば）7階 作戦室

3 出席者

(1) 部会員（6人）

安部 隆三 部会長、福田 和正 部会員、中田 泰彦 部会員、稲葉 晋 部会員、  
丹野 裕和 部会員、伊藤 由華利 部会員

(2) 事務局

安藤警防部長、深井救急課長、梅澤救急課長補佐、鮫島救急管理係長、  
奈良高度化推進係長、石垣主査、松江司令補、坂本司令補、梅野司令補  
大三川士長、鈴木士長

(3) オブザーバー

深山指導救命士、大岩指導救命士、市原指導救命士

4 開会

5 議題

議題1：救急救命士の再教育体制について

議題2：救急隊員（救急救命士以外）の再教育体制について

議題3：救急救命士就業前研修体制について

6 その他

平成27年度第2回千葉市救急業務検討委員会「救急業務に携わる職員に対する再教育専門部会」の開催予定について

## 審議概要

梅澤補佐	それでは定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第1回「救急業務に携わる職員に対する再教育専門部会」を開催させていただきます。それでは本部会に御出席いただいております、委員の御紹介をさせていただきます。千葉大学大学院医学研究院救急集中治療医学講師安部部会長でございます。
安部部会長	千葉大学の安部です。よろしくお願いいたします。
梅澤補佐	千葉中央メディカルセンター院長、福田委員でございます。
福田委員	福田です。よろしくお願いいたします。
梅澤補佐	みつわ台総合病院病院長の中田委員でございます。
中田委員	よろしくお願いいたします。
梅澤補佐	千葉県救急医療センター麻酔科部長の稲葉委員でございます。
稲葉委員	稲葉です。よろしくお願いいたします。
梅澤補佐	千葉医療センター救急部長の丹野委員でございます。
丹野委員	丹野です。よろしくお願いいたします。
梅澤補佐	千葉市立青葉病院救急集中治療科看護師長の伊藤委員でございます。
伊藤委員	伊藤です。よろしくお願いいたします。
梅澤補佐	なお、千葉市立青葉病院森田委員におかれましては本日欠席との御連絡をいただいております。続きましてオブザーバーであります、指導救命士の紹介を致します。花見川消防署の深山指導救命士です。
深山指導救命士	深山です。よろしくお願いいたします。
梅澤補佐	緑消防署の大岩指導救命士です。

大岩指導救命士	大岩です。よろしくお願いします。
梅澤補佐	美浜消防署の市原指導救命士です。
市原指導救命士	市原です。よろしくお願いします。
梅澤補佐	続きまして事務局の紹介をさせていただきます。警防部長の安藤でございます。
安藤部長	安藤でございます。よろしくお願いいたします。
梅澤補佐	救急課長の深井でございます。
深井課長	深井です。よろしくお願いします。
梅澤補佐	最後になりますが、救急課の梅澤でございます。司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは本会の開催に当たりまして、警防部長の安藤よりご挨拶を申し上げます。
安藤部長	警防部長の安藤でございます。本日は本当にお忙しい中、そして暑い中御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素から当市の救急行政に対しまして多大なる御支援、そして御協力を賜っておりますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。さてこの救急業務に携わる職員に対する再教育でございますけれども、平成21年にこの専門部会の前身でございます、救急救命士の再教育に関する専門部会、こちらのほうでご審議、そしてご承認をいただきまして、現在に至っているということでございます。今までの再教育が、本市の救急救命士の技術、質の向上に貢献しているということは言うまでもございませんけれども、昨今の救急救命士の処置範囲の拡大、そういうものに伴っての救急業務の高度化というものがございます。そういうものを踏まえまして、消防庁におきまして、救急救命士に対する再教育、それだけではなく、本日の部会のタイトルでもあります、救急業務に携わる職員に対する生涯教育のあり方、こういうものが示されたところでございます。本市におきましても今後消防庁の方針に基づきまして救急救命士をはじめとしました、救急隊員の教育を行っていくということになるわけでございますが、本委員会で御審議いただきました内容を踏まえまして、教育を行っていくわけでございます。今後本市で行っていく教育が、より良い体制でより充実した内容で行わ

梅澤補佐	<p>れますよう、本日は忌憚のない御意見をいただきたいということをお願いいたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは会議資料の確認をさせていただきます。皆様の机の上に置かれている資料の確認となります。まず一枚目でございますが、本日の次第でございます。本日、議題が3題でございます。続きまして席次表でございます。以降、1ページと番号が振ってあるものから、最終は27ページの資料となります。これまで、千葉市救急業務検討委員会並びに専門部会におきましては、インデックスを貼ってご説明をさせていただいておりましたが、本日の進行の方法といたしまして、ページ数をお示しいたしまして、事務局からの説明をさせていただくような形となりますので、御了承いただければと思います。続きまして本専門部会の開催経緯について御説明を申し上げます。皆様お手持ちの資料の25ページをお開きください。本日の開催経緯でございますが、先程安藤部長からも御説明させていただきましたが、消防庁から新たな通知が出ております。その通知の中で指導救命士の研修と、これまで医療機関での病院実習等がございませんでした、救急隊員に対する教育が追加されております。またこの教育が追加されたことによりまして、千葉市の救急隊員の教育が、これまでの120人から300人に増加するということとなります。そうしますと集合教育等の短期集中型の教育等が困難となるというようなところがあります。また、高齢化の進展、核家族化等の社会構造の変化に伴いまして救急需要が増加しており、昨年は53,000件というところでございますが、将来推計では2020年頃には60,000件に達する見込みでございます。また、消防局内で世代交代の時期が到来するというところがございます。やはり救急救命士も、世代交代が起こっているというところで、新規採用職員の中に救急救命士の有資格者の増員も見込まれるところがございます。平成28年度の就業前研修の人員につきましては11人となっております。最後に青葉病院の救急棟に救急ワークステーションが完成するということになりまして、千葉市消防局の救急隊員の教育の中にワークステーションを盛り込んだ、長期的な教育を実施することが可能となっているところがございます。このような状況から救急隊員の教育の在り方についての検討が必要となるということで、本日お集まりいただいているところでございます。これで経緯は説明させていただきました。それでは以後の進行を設置条例第5条の規定に基づき安部専門部会長にお願いしたいと思います。</p>
------	--

<p>安部部会長</p>	<p>それでは司会進行をさせていただきます。この会は今御説明がありました通り、これまで救急救命士に限っていた教育を救急救命士に限らず、救急業務に携わる職員に全般に実施する再教育の専門部会ということで、教育体制を構築するという場になります。まず最初に次第に従いまして、議題1、救急救命士の再教育体制について、事務局のほうから説明をお願いいたします。</p>
<p>奈良係長</p>	<p>救急課の奈良と申します。議題1「救急救命士の再教育体制について」御説明いたします。お手元の資料の5ページをお開きください。こちらに示してあるものが、救急救命士に対する消防庁からの関係通知の抜粋となります。当局における救急救命士の再教育については平成20年12月26日付消防庁救急企画室長通知、「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育について」に基づき、平成22年4月から、救急救命士の再教育計画を策定し、千葉市救急業務検討委員会の承認を受け市内4医療機関の協力を得て病院実習と併せて、当局の消防学校において集合教育を実施しております。また気管挿管認定救命士の再教育については平成16年1月16日付厚生労働省医政局指導課長通知「病院実習ガイドラインのとりまとめ」に基づき当局消防学校において再教育を実施しており、さらに薬剤投与認定救命士の再教育については平成17年3月10日付同じく厚生労働省医政局指導課長通知「救急救命士の薬剤投与のための講習及び実習要領について」に基づき、同じく消防学校において再教育を実施しております。今般市立青葉病院に救急棟が完成し、消防庁の推進する救急ワークステーション方式による研修体制を整備することにより、効率的な救急救命士の再教育が実施できるよう体制を整備するものでございます。次のページをご覧ください。こちらが、救急救命士の再教育体制の改正案となります。左に示してあるのが、現行の教育体制、右が改正案となります。現在の教育体制については大きく3つありまして、一番目が、一般救命士の再教育、これが病院実習と消防学校の集合教育、二番目が気管挿管認定救命士の再教育、これが集合教育、それと3番目が薬剤投与認定救命士の再教育、これも同じく消防学校においての集合教育となっておりますが、これらを統合して、「救急救命士の再教育」としたいと考えております。次に教育時間等ですけれども、一般救命士の再教育については、現在千葉大学病院、千葉医療センター、みつわ台総合病院、並びに千葉中央メディカルセンターの御協力のもと、2年間に2当直これは48時間の病院実習となりますが、その他消防学校において、35時間の集合教育、これは主に座学と実技訓練、それと各種研修会や勉強会に参加する「その他の日常的な教育」という</p>

	<p>ことで合わせて128時間の教育を行っております。気管挿管認定救命士と薬剤投与認定救命士の再教育においては3年に1度、消防学校において、14時間の再教育、これは座学と実技訓練となりますけれども、実施しております。改正案といたしましては、これらの教育を統合して、救急救命士再教育と現在御協力していただいている医療機関に青葉病院救急ワークステーションを追加し、実施したいと考えております。研修体制としましては2年間で病院実習を含む6当直、144時間とし、その他の日常的な教育を16時間以上、合計で160時間以上をもって再教育としたいと考えております。1年で言いますと3当直、72時間以上の研修と、日常的教育が8時間以上ということになります。現在、御協力していただいている医療機関における病院実習の内容は変更せず、年間約50人程度2当直を実施、不足する部分を青葉病院救急ワークステーションにて行いたいと思います。その他の救急救命士については、青葉病院救急ワークステーションにおいて3当直72時間の研修を実施させたいと考えております。青葉病院救急ワークステーションでの研修内容は、一般救命士再教育病院実習と、気管挿管認定救命士再教育と薬剤投与認定救命士再教育を併せて実施したいと考えております。これまで、消防学校にて実施していた一般救命士再教育の集合教育、気管挿管及び薬剤投与認定救命士再教育を、青葉病院救急ワークステーションにて実施するイメージです。また、青葉病院救急ワークステーションにて病院実習中に、アドレナリン投与を実施し、所定の要件を満たした者については、薬剤投与認定を取得させたいと思います。議題1についての説明を終わります。</p>
安部部会長	<p>はい、では救急救命士の再教育体制について説明をしていただきましたが、今の内容に対して、御質問や御意見はございますでしょうか。</p>
中田委員	<p>はい、ちょっといいですか。聞き逃してしまったかもしれないですけど、この青葉病院ワークステーションでの1年間に3当直、これはどの救命士が対象になるんですか。またはと書いてあるんですが。</p>
奈良係長	<p>これは全救命士が対象となります。現在124人の現場活動している救命士がおりますけども、すべての救命士が対象となります。</p>
中田委員	<p>年間3当直で、一部の人はこの千葉大学、千葉医療センター、みつわ台総合病院、千葉中央メディカルセンター2回と青葉1回だけど、青葉3回の人もいるという意味ですかね。</p>

奈良係長	その通りです。今まで病院実習に御協力いただいている4医療機関はそれぞれよいところがあるので、それは残したまま、年間約50人程度の救命士がお世話になっているんですけども、それ以外の約70人が、1年に3当直の病院実習を青葉の救急ワークステーションで実施するということになります。そして従来の4病院に行ったものは残りの1当直を青葉病院のワークステーションで実施するという形になります。
安部部会長	他に何かございますか。
福田委員	青葉の救急ワークステーションが具体的にどのようなになるのか全く想像がつかないのですが。
安部部会長	事務局お願いします。
梅澤補佐	事務局の梅澤でございます。青葉病院の救急ワークステーションというものは、千葉市の新しい事業プランとしまして、青葉病院に救急棟が現在建設中でございます。その救急棟の中に、救急隊の研修場所が設置されています。つまり、青葉病院の中に救急隊が研修できる施設ができていくということでございます。青葉病院の事務局から聞いている話ですと、おおむね12月から救急隊員が入って研修ができる環境が整うという連絡を受けています。また今回の研修の表記の仕方でございますが、この6当直の説明でございますが、救急救命士の研修というのは2年が一つのスパンとなっております。その中で二つのパターンがあるということです。この表記は1年という表記になります。つまり、1年のうち4医療機関で2当直を実習したのち、青葉病院で1当直実習するパターンと、青葉病院だけで3当直実習するパターンがあるということでありまして。以上でございます。
福田委員	青葉病院の中にあるけれども千葉市消防局が管理するというのですか。
梅澤補佐	青葉病院の中にあるんですけども、研修室については共同で運営と管理をしていくというようなことになっております。
深井課長	青葉病院の救急ワークステーションですけども、建物自体は青葉病院のもので青葉病院で管理するということになります。その中での研修資器材ですとか消耗品関係は当局で用意したもので実施し

	<p>ます。研修の人数ですが、昼間帯は指導救命士を1人、研修生は常時概ね2人から3人派遣しようと考えております。夜間帯には指導救命士を帰し、研修生2人から3人で、病院実習を実施したいと考えております。これを24時間365日実施する予定です。以上です。</p>
丹野委員	<p>改正案の下のほうですけど、現行の気管挿管の集合教育と、薬剤投与の集合教育ってあるんですけど、現行の2と3に相当するやつなんですか。</p>
奈良係長	<p>その通りです。</p>
丹野委員	<p>というと、14時間と14時間で28時間必要になるんですね。ということは3日間のうちにこれができるんですか。4日間必要に見えるんですけどもそれを3日間3当直の間にやるということですか。</p>
奈良係長	<p>そうです。このもともとの気管挿管と薬剤投与認定救命士の研修の周期というのは3年に1度14時間の講習つまり再教育をしております。そのうち2時間が先生方の講義であとは部隊訓練と試験という形をとっております。これを1年に換算すると、約5時間ということになりますので、それをもちまして網羅しております。</p>
丹野委員	<p>わかりました。</p>
安部部会長	<p>ワークステーション内で行う内容としては、基本的には先ほど説明のあったように現行で行っている消防学校での集合教育を継続的に少人数でやっていくという形だということですよ。</p>
奈良係長	<p>もともと一般救命士、気管挿管、薬剤投与認定救命士の再教育というのは前身の部会で検討して、親会の承認を受けて実施しているカリキュラムでございますので、それを崩すということは基本的に考えてはおりません。ただ一部、処置拡大の関係で救急救命士の研修の内容が少し変わっているので、それは追加していかなければならないと思っているんですけども、基本的に病院実習をやるところは今まで通り、そして消防学校でやっていた研修を青葉病院ワークステーションに持ってきて、やる場所が変わってやっていることはほとんど一緒とだけ思っていればよろしいかと思っております。</p>
安部部会長	<p>わかりました。何かほかにご質問やご意見はございますか。稲葉先</p>

<p>稲葉委員</p>	<p>生どうぞ。</p> <p>千葉県救急医療センターの稲葉です。私、2番3番の担当をやっていたんですけど、今までは集合教育があったので、ある意味皆で確認して、いろんな見方とか問題点が指摘できたりとかで良い点がいろいろあったんですが、少人数になってしまうのでその辺をうまく今までの再教育で良かった点悪かった点があったと思うんですが、良かった点を消さないように、指導救命士の深山さんと大岩さん石垣さん市原さんの4名が頑張るしかないと思うんですけども、うまく問題点とかを抽出して、そこで解決できるようなプログラムを作っていたきたいと思います。それと確認なんですけど、救急棟が12月に完成予定ということですけど、来年の1月からこの体制を始めるといことなのか、来年度ということでは4月からの開始になるのかそれはどう考えているんですか。</p>
<p>奈良係長</p>	<p>事務局の奈良です。試行的な運用をまず完成してから行いまして、28年度の4月1日からこの体制で再教育を実施したいと考えております。</p>
<p>深井課長</p>	<p>救急棟の完成は11月ということですので、伊藤師長それでよろしいですよ。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>はい、おそらく工程通りだと10月の中旬から下旬に救急棟はできると思います。</p>
<p>深井課長</p>	<p>11月から青葉病院救急棟の運用は開始するというので、そのあと12月から暫定運用的な形で様子を見させていただく予定です。そこにうちの職員を派遣して、そこでまた問題点を抽出したりして、それで本格運用を来年の4月からという風に考えております。</p>
<p>安部部会長</p>	<p>ありがとうございます。ではこの議題はよろしいでしょうか。では議題1はこれで終了としまして、次に進みたいと思います。議題の2は救急隊員、救急救命士以外の再教育体制ということですね。ではこちらを事務局のほうから御説明をお願いします。</p>
<p>奈良係長</p>	<p>事務局の奈良です。議題2「救急隊員（救急救命士以外）の再教育」について、御説明いたします。資料11ページをお開きください。救急隊員の再教育については、昭和60年消防庁救急救助課長通知「救</p>

	<p>急隊員の教育訓練の充実、強化について」、平成元年5月18日付消防庁次長通知「救急隊員資格取得講習その他救急隊員の教育訓練の充実強化について」などに基づき、千葉市消防救急業務規程等で「救急隊員の教育及び訓練」についての内規を策定し、各消防署において、所属する救急隊員に対し、教育・訓練を実施しています。今般、平成26年3月20日付消防庁救急企画室長通知「救急業務に携わる職員の生涯教育のあり方について」が発出され、救急隊員の資質を一段と向上させ、十分な知識や習熟した技術を有する救急隊員の養成を図ることを目的とし、救急隊員の教育の必要性や内容、教育時間等の指針が示されたことから、新規に救急救命士以外の救急隊員の再教育について整備する必要があるため、御検討いただくものです。資料12ページをお開きください。左が現行の教育体制、右が改正案となります。先ほど御説明したとおり、現在は各消防署での教育訓練をメインとして、各種研修会等に参加するなどして救急隊員教育を実施しています。今般、消防庁から教育内容や教育時間等の指針が示されたことから、約180名の救急救命士以外の救急隊員に対し、病院実習を含む研修を80単位実施する必要があります。このことから、千葉市救急業務検討委員会の承認を得て、80単位を80時間とし、青葉病院救急ワークステーションにて年間3当直72時間の病院実習を含む研修を実施、また、その他の日常的な教育として8時間以上を実施し、80時間以上の再教育を行いたいと考えております。議題2についての御説明は以上です。</p>
安部部会長	<p>はい、ありがとうございます。これまで救急救命士に限られていたメディカルコントロール下における教育が拡大されて、救急救命士以外の救急隊員に対しても、メディカルコントロール下において教育を行うということが求められるということになりましたので新たな教育の案を策定して示していただいたということです。この案に関して何か御質問や御意見はございますでしょうか。</p>
丹野委員	<p>的外れな質問かもしれませんが、救急隊員と救急救命士って何が違うんですか。</p>
奈良係長	<p>救急隊員の資格が違うということがまずございます。</p>
丹野委員	<p>何年くらいで救急救命士になれるんですか。</p>
奈良係長	<p>消防に入って、救急課程という千葉市の消防学校で行っている研修</p>

	<p>があるんですけども、250時間の教育を受けると救急隊員の資格が与えられます。その後千葉市消防局では救急業務を5年若しくは2000時間以上の乗務経験を積んだところで、救急救命士の研修所に入校することができます。そこで研修を実施して国家試験に合格して救急救命士ということになります。その辺は資料の26ページに救急隊員の資格の流れをお示ししております。</p>
<p>安部部会長</p>	<p>実際のところは救急救命士は国家資格なのでまた別の流れがあると思うんですけども、運用上は行える処置の内容に違いがあるので、研修の内容もおのずと違ってくるといことになると思います。救急救命士以外の救急隊員は、本人が静脈路を取ったりとかはできないので研修の内容としてもそのようなものがなかったり、介助というところの内容が研修に入ってきたりするということですね。</p>
<p>梅澤補佐</p>	<p>事務局の梅澤でございます。まず、率直に言いますと、救急救命士というのは以前から厚生労働省からいろいろと通知が出ていて、教育時間や教育体制まで詳しく定められていたのです。その中でこういう病院実習がありますとか、教育内容は各MCで検討して地域の実情に応じた教育体制を整備してください、というような提言があります。それに基づいて今までここにいらっしゃる先生方の病院で実習をさせていただいているところです。ですけれどもこの資料の26ページの下表、下段になりますけれども、救急救命士以外の救急隊員については具体的な数字であるとかが示されていなかったというところですね。救急隊員の教育に努めなさいという程度だったんですけども、平成26年に80単位消化しなさいというような単位数を示したと併せて、教育の内容まで詳しく出てきたということですね。そのような流れの中でこの度メディカルコントロールの中で実施していた救急救命士の教育と併せて、救急救命士以外の救急隊員もメディカルコントロールの中で教育を進めなさいというようなところでの議題2でございます。以上でございます。</p>
<p>安部部会長</p>	<p>よろしいでしょうか。何か御意見等がありますか。これは先ほどの救急救命士の教育と共通するところですけども、ワークステーション内で具体的にどのようなことをやるかというのは今日の部会では示されていないということですね。今回は時間と枠組みが定まったということですかね。</p>
<p>梅澤補佐</p>	<p>事務局の梅澤でございます。その通りでございます。今回は体制と</p>

<p>安部部会長</p>	<p>いうところを委員の先生方にご審議いただくかという風に思っております。</p> <p>          ということはこの体制自体で問題がなければこの案で承認ということでもよろしいでしょうか。では続きまして議題3救急救命士の就業前研修体制について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>奈良係長</p>	<p>          事務局の奈良でございます。議題3「救急救命士就業前研修」について御説明いたします。資料17ページをお開きください。救急救命士就業前研修については、平成4年5月19日付各都道府県消防主管部長あて消防庁救急救助課長通知「救急救命士の資格を有する救急隊員による救急業務の開始について」の1-3に「救急救命士の資格を取得した救急隊員が新たな救急業務に従事するまでに、関係医療機関等の協力を得て、特定行為に係わる実技訓練等の機会が得られるよう格別の配慮をされたい」と規定されているのみでしたが、平成6年4月1日付消防庁救急救助課長通知「救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育の実施要領について」が示されたことから、これに基づき当局においても救急救命士就業前研修を実施しているところです。救急救命士就業前研修については、再教育とは異なりますが、平成6年当時、千葉市救急業務検討委員会は設置されておらず、承認を得ていないことから、今回、専門部会にてご検討いただき、メディカルコントロール体制下の研修として位置づけするものです。資料18ページをお開きください。左が現行の研修体制、右が改正案となります。現在は、千葉大学病院で3当直72時間、市立海浜病院または青葉病院にて10日間80時間、千葉市夜間応急診療にて3日間15時間の合計167時間で行っています。改正案としましては、千葉大学病院2当直48時間、千葉県救急医療センター2当直48時間、青葉病院ワークステーションにて3当直72時間、合計168時間の病院実習としたいと考えております。これは、本来、救急救命士就業前研修については、救命救急センター等で行うことが望ましいとあること、また、平成17年3月10日付消防庁救急救助課長通知「救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育の実施要領の一部改正について」により、就業前研修において、アドレナリンの使用が可能となりましたが、当局の就業前研修では、アドレナリンの使用を認めておらず、別途、薬剤投与病院実習を実施していたことから、これらを整理し、就業前研修時において、薬剤投与認定に必要なアドレナリン投与を実施し、所定の要件を満たした者については、就業前研修と同時に薬剤投与認定を取得させたいと考えております。議題3</p>

	<p>の説明は以上で終わります。</p>
安部部会長	<p>はい。ありがとうございます。救急救命士の就業前研修に関する説明でしたが、何か内容に関して御質問、御意見などありますでしょうか。</p>
中田委員	<p>これ対象者は何名くらいなんですかね。</p>
梅澤補佐	<p>はい、事務局の梅澤でございます。年間大体10名前後の就業前研修が入ってまいります。現在の予定ですと、来年度、平成28年度ですが11名、29年度が7名というような予定でございます。</p>
安部部会長	<p>これまで千葉大学病院と、海浜病院または青葉病院、夜急診でやっていたところを、千葉大学病院と救急医療センターと、青葉病院のワークステーションでやっていくという改正案ということになります。何かほかにご質問はありますか。</p>
稲葉委員	<p>二つ確認しておきますけど、救急救命士の就業前研修でアドレナリン投与の追加が出たことは前から知っていましたが、今まで千葉市では別建てでやっていたんですけど、全国ほかのところでは就業前研修でアドレナリン投与を終われば、薬剤投与認定をすると全国ではなっているということでもいいですよ。</p>
奈良係長	<p>そのとおりでございます。</p>
稲葉委員	<p>それを就業前でやることについては問題ないということでもいいと思いますが、もう一つは、薬剤投与の対象者がおそらく来ると思うんですけど、168時間の間に必ずしも来るとは限らないということと、あまり言いたくないんですけど、アドレナリン投与が必ず成功するわけではなく、実際問題ありという判定をするということもありますので、その場合は不合格になるんですけど168時間を超えた場合には薬剤認定が取れるまで延ばすのか、168時間で打ち切って薬剤認定のない救急救命士を出すのか、どう考えているのか教えてください。</p>
奈良係長	<p>事務局の奈良でございます。この168時間中に薬剤投与対象の傷病者が来ない場合は、青葉病院のワークステーションにおいて対象症例が来て合格するまで延長するというような形を考えております。</p>

安部部会長	では傷病者が来るまで延長するということによろしいですか。
奈良係長	はい、そうですね。就業前研修は168時間ですけれど、それから薬剤投与研修に移行するというイメージです。
梅澤補佐	事務局の梅澤でございます。これまでですね、県内の状況を踏まえてお話しさせていただきますと、まず県内で薬剤投与認定の病院実習を実施しているMCは千葉市MCだけです。県内の各消防本部、メディカルコントロール協議会では就業前研修で薬剤投与認定を取得させている状況でございます。それと、5当直というのを過去の例でみますと、5当直をオーバーするということは最初の頃は確かにありました。そして1回の手技では指導医の先生が認めないというようなこともございますが、これからの体制ですと全部で7当直ということになりますので、7当直中には了をいただけるというところを見込んでいるところでございます。
安部部会長	わかりました。そういうことを踏まえると、就業前研修としてはこれでいいのではないかとということですね。何かほかに御質問や御意見はございますでしょうか。それでは救急救命士の就業前研修に関してもこの形で承認ということによろしいでしょうか。それではこれで準備された議題は以上ということになります。では事務局のほうにお返しします。
梅澤補佐	はい。部会長ありがとうございました。以上で本日の議題はすべて終了いたしております。それではその他の説明に移らせていただきます。お手持ちの資料19ページをお開きください。次回の平成27年度第2回救急業務に携わる職員に対する再教育専門部会の開催予定でございます。こちらにつきましては9月の下旬から10月上旬を予定しております。なお、日程調整につきましてはこれまでと同様にファックスで送信させていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。併せて21ページをお開きください。これは当初にお話ししておけばよかったのですが、この専門部会に関わるスケジュールを御説明させていただきます。本日27日第1回の専門部会が開催されました。その後、事務局のほうで教育カリキュラム等を検討させていただきます。第2回の専門部会が9月下旬から10月上旬に行われまして、こちらのほうで具体的な御審議をいただきながら、10月下旬から11月上旬に開催されます、千葉市救急業務検討委員会のほうに専門部会での意見を上程させていただきたいと思っております。またいろいろ

	<p>ろとお話の中で青葉病院の救急ワークステーションでございますが、先ほどもお話しいたしましたとおり12月1日ごろを目途に試行的運用を開始したいというようなところでございます。なお来年度平成28年度より本格運用を開始したいというような予定であります。何卒よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>それでは以上をもちまして、平成27年度第1回救急業務に携わる職員に対する再教育専門部会を終了させていただきます。長時間にわたり御審議いただきまして誠にありがとうございました。これで閉会させていただきます。</p>
--	--

平成27年7月27日（月）開催の、第1回救急業務に携わる職員に対する再教育専門部会議事録として承認し署名する。

救急業務に携わる職員に対する再教育専門部会 \_\_\_\_\_